

問題 1

【正解】 1

【解説】 憲法改正についての基礎的な問題。

一般に、憲法改正に限界があるとする説は、憲法を始元的に創設する憲法制定権力と、創設された憲法によって与えられた憲法改正権とを区別して両権力の間に上下関係があると解したうえ、後者の権限行使によって、憲法制定権力の主体たる主権の所在を変更するような改正は許されないと理解する。

問題 2

【正解】 2

【解説】 憲政史に関するやや発展的な問題。

憲法が 1946 年に制定（翌年施行）された後も、占領統治は継続していたため、占領関連法規と憲法との関係が問題となった。最高裁は、公務員の政治活動が問題となった政令 201 号事件（最大判昭和 28・4・8 刑集 7 卷 4 号 775 頁）において、問題文の勅令について、「連合国最高司令官の為す要求に係る事項を実施する必要上制定されたものであるから、日本国憲法にかかわりなく憲法外において法的効力を有するものと認めなければならない」とし、それに基づいて制定された政令 201 号は憲法に違反しないとされた。この立場は、政令 325 号事件（最大判昭和 28・7・22 刑集 7 卷 7 号 1562 頁）でも踏襲されている。

問題 3

【正解】 2

【解説】 平和主義に関する基礎的な問題。

問題文で示した閣議決定は、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合で、かつ、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することが憲法上許容されるとしている。

問題 4

【正解】 2

【解説】 人権の私人間効力に関する知識を問う基礎的な問題。

三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48・12・12 民集 27 卷 11 号 1536 頁）は、「私人間の関係においては、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があるが、「このような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めるべきであるとする見解もまた、採用することはできない」と判示しており、問題文にあるような見解を否定している。

問題 5

【正解】 2

【解説】 法の下での平等に関する判例の理解を問う基礎的な問題。

夫婦同氏制訴訟最高裁判決（最大判平 27・12・16 民集 69 卷 8 号 2586 頁）は、「我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定〔夫婦同氏制を定める民法 750 条〕の在り方自体から生じた結果であるということとはできない」と判示しており、問題文のように、「夫婦同氏制それ自体に男女間の不平等をつくり出す主要因がある」とは考えていない。また、同判決は、「本件規定〔民法 750 条〕は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない」と述べた上で、差別の合理性を審査することなく、憲法 14 条 1 項違反を否定している。

問題 6

【正解】 1

【解説】 思想及び良心の自由についての理解を問う基礎的な問題。

問題文の立場は、憲法 19 条に関する一般的な見解である。なお、憲法 19 条に言う「思想及び良心」の意味については争いがあるが、仮に狭義説に立ったとしても、世界観や人生観が含まれることに争いはない。

問題 7

【正解】 2

【解説】 共通到達度確認試験 2015 年度第 6 問。政教分離原則についての判例の知識を問うやや発展的な問題。

判例は、鹿児島大嘗祭違憲訴訟（最判平成 14・7・11 民集 56 卷 6 号 1204 頁）において、県知事の大嘗祭への参列は憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないとしているため、誤り。

問題 8

【正解】 2

【解説】 政治的表現の自由についての判例の知識を問うやや発展的な問題。

公職選挙法 150 条の 2 は「政見放送としての品位を損なう言動」を禁じているところ、テレビジョン放送による政見放送の削除の適否が問題となった最判平成 2・4・17 民集 41 卷 3 号 490 頁は、そのような「言動がそのまま放送されなかったとしても、不法行為法上、法的利益の侵害があったとはいえない」としており、「そのまま放送しなければならない」とはされていない。

問題 9

【正解】 2

【解説】 学問の自由についての判例の知識を問う基礎的な問題。

ポポロ事件判決（最大判昭和 38・5・22 刑集 17 卷 4 号 370 頁）は、教授その他の研究者の「自由と自治の効果として、施設が大学当局によつて自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められる」として、学生を大学の自治の担い手としては認めなかった。それに対し、問題文のような立場を示すのは、仙台高判昭和 46・5・28 判時 645 号 55 頁。

問題 10

【正解】 1

【解説】 国籍離脱の自由に関する基礎的な問題。憲法 22 条 2 項の国籍離脱の自由には無国籍になる自由までは含まれていないと解されており、国籍法も同様の考えに立っている（国籍法 11 条 1 項，13 条 1 項）。

問題 11

【正解】 2

【解説】 既修者試験 2013 年度第 5 問改題。損失補償に関する基礎的な問題。

「憲法 29 条 3 項にいうところの財産権を公共の用に供する場合の正当な補償とは、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基き、合理的に算出された相当な額をいうのであつて、必しも常にかかる価格と完全に一致することを要するものでない」というのが、農地改革に関する最大判昭和 28・12・23 民集 7 卷 13 号 1523 頁の判示するところであり、土地収用法に関する最判平成 14・6・11 民集 56 卷 5 号 958 頁もこれを先例とする。ただし、後者の判決が、土地収用法について、「被収用者は、収用の前後を通じて被収用者の有する財産価値を等しくさせるような補償を受けられる」と評価した上で合憲判断をしていることには注意が必要であろう。

問題 12

【正解】 2

【解説】 参政権の歴史的な展開についての理解を問う基礎的な問題。

女性に参政権が認められたのは、日本国憲法制定前の 1946 年 4 月 10 日の総選挙においてである。この選挙に基づいて成立した帝国議会において、日本国憲法案の審議が行われた。なお、この時の女性参政権の付与をもって完全普通選挙制度が成立したと理解するのが一般的であるが、より厳密に言えば、1946 年 4 月の時点では「貧困により公私の共助を受け、又は扶助を受ける者」などの財産要件を理由とする欠格条項が存在していたこともこの際知っておきたい。

問題 13

【正解】 1

【解説】 請願権についての理解を問う基礎的な問題。

請願権は、官公署において請願を受理し誠実に処理することを義務づける（請願法 5 条参照）が、内容的拘束力をもつわけではないため、参政権的な要素をもつ権利ではあるが、法人や外国人による行使も許されると考えるのが通例である。

問題 14

【正解】 1

【解説】 既修者試験 2015 年度第 11 問。生存権に関する基礎的な問題。

判例（最判平成 24・2・28 民集 66 卷 3 号 1240 頁）は、生活保護法が憲法 25 条の趣旨を具体化するものであることを前提に、厚生労働大臣による老齢加算の廃止が生活保護法に違反しない以上、憲法 25 条にも違反しない、としている。

問題 15

【正解】 1

【解説】 親の教育の自由についての判例の知識を問う基礎的な問題。

旭川学テ事件判決（最大判昭和 51・5・21 刑集 30 卷 5 号 615 頁）は、「子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も深い関心をもち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有する」とし、この教育の自由は「主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあらわれる」とする。

問題 16

【正解】 2

【解説】 国会の活動についての知識を問う基礎的な問題。

憲法 57 条は「両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。」と定めているが、ここでいう両議院の会議とは本会議のみを指す。委員会は原則非公開であり（国会法 52 条）、両院協議会は非公開とされる（97 条）。

問題 17

【正解】 2

【解説】 行政権の理解に関するやや発展的な問題。

行政権の概念については控除説が多数説とされるが、問題文前段のいうとおり「国民に対する国家の支配作用」の中での立法・司法を控除したものである点を強調すれば、衆議院の解散の実質的決定は国家機関の間の作用であって国民に対する国家の支配作用ではないから、憲法 65 条の行政権の概念には含まれないことになる。

問題 18

【正解】 1

【解説】 内閣総理大臣の権限に関する基礎的な問題。

憲法 75 条は問題文前段のように定めるが、その帰結として、内閣総理大臣の不同意により訴追し得なくなった時点から公訴時効は停止するものと一般に解されている。

問題 19

【正解】 2

【解説】 最高裁判所の権限に関する知識を問う基礎的な問題。

刑事訴訟規則は、憲法 77 条 1 項が規定する規則制定権に基づき最高裁判所が制定したものである。

問題 20

【正解】 1

【解説】 既修者試験 2012 年度第 15 問。憲法 89 条後段「公の支配」の意義に関するやや発展的な問題。

①の立場は自主性確保説とよばれるものである。この立場は、「公の支配に属する」の意味を、「その事業の予算を定め、その執行を監督し、さらにその人事に関与するなど、その事業の根本的方向に重大な影響を及ぼすことのできる権力を有すること」と理解する。これに対して、②の立場は公費濫用防止説とよばれ、ここでは、「公の支配に属する」の意味を、「国または地方公共団体の一定の監督が及んでいることをもって足りる」と理解する。このように、①の立場では、憲法 89 条後段の「公の支配」が強力なものに限定して理解されるので、「公の支配」の意義は、②の立場の場合よりもせまくなると考えられる。

問題 21

【正解】 1

【解説】 象徴天皇制に関するやや発展的な問題。

- ア. 正しい。国事行為と私的行為以外の類型を認めない学説であっても、7条10号の「儀式」のなかに国会の開会式への出席を含めることができるとして、合憲と解することができる。
- イ. 誤り。天皇は「国政に関する権能を有しない」ので、天皇の判断により国事行為を拒否することは許されないと解されている。
- ウ. 誤り。天皇は「国政に関する権能」を有さないので、国事行為はこれに含まれない。
- エ. 正しい。「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」は、憲法2条の「皇室典範」には現行の皇室典範の特例を定める特例法も含み得るという立場から制定されている。なお、憲法2条にいう「皇室典範」は、昭和22年法律第3号の皇室典範に限られるという意見にも配慮して、皇室典範の附則に特例法が皇室典範と「一体を成す」とする規定が置かれたが、この規定を置かなければ違憲であり許されないと解されていなかった。
- オ. 誤り。憲法4条2項が国事行為の委任について定め、それに基づき国事行為の臨時代行に関する法律が定められている。

以上より、正しい記述はアとエであり、正答は1となる。

問題 22

【正解】 3

【解説】 外国人の人権保障に関する知識を問う基礎的な問題。

1. 誤り。マクリーン事件判決（最大判昭和 53・10・4 民集 32 卷 7 号 1223 頁）は、「在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間更新の際に消極的な事情としてしんしゃくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない」と判示している。
2. 誤り。森川キャサリン事件判決（最判平成 4・11・16 集民 166 号 575 頁）は、「我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものでない」と判示している。したがって、在留期間内という理由で外国人に再入国の自由や国外旅行の自由が認められるわけではない。
3. 正しい。塩見訴訟判決（最判平成元・3・2 判時 1363 号 68 頁）は、問題文と同様の判示をしている。
4. 誤り。東京都管理職選考受験資格事件（最大判平成 17・1・26 民集 59 卷 1 号 128 頁）において、最高裁は、国民主権原理の下、「日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されている」とした上で、「公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度」を構築し、管理職への昇任を日本国民に限ったとしても、憲法 14 条 1 項には違反しないとの立場をとっている。
5. 誤り。台湾住民元日本兵戦死傷者損失補償請求事件（最判平成 4・4・28 判時 1422 号 91 頁）において、最高裁判所は、台湾住民である軍人軍属が恩給法の適用から除外されたのは、台湾住民である軍人軍属に対する補償問題については日本国政府と中華民国政府の外交交渉による解決が予定されたことに基づくものであると解され、日本国籍を有する軍人軍属と台湾住民の軍人軍属との間に差別が生じているとしても、それは合理的な根拠に基づくものであるとして、合憲判断を下している。

問題 23

【正解】 5

【解説】 プライバシーに関する知識を問うやや発展的な問題。

1. 正しい。指紋押捺拒否事件判決（最判平成 7・12・15 刑集 49 卷 10 号 842 頁）は、問題文と同様の判示をしている。
2. 正しい。GPS 捜査事件判決（最大判平成 29・3・15 刑集 71 卷 3 号 13 頁）は、問題文と同様の判示をしている。
3. 正しい。前科照会事件判決（最判昭和 56・4・14 民集 35 卷 3 号 620 頁）は、問題文と同様の判示をしている。
4. 正しい。江沢民講演事件判決（最判平成 15・9・12 民集 57 卷 8 号 973 頁）は、問題文と同様の判示をしている。
5. 誤り。住基ネット事件判決（最判平成 20・3・6 民集 62 卷 3 号 665 頁）は、住基ネットシステム上の欠陥等により本人確認情報が容易に漏えいするといった具体的危険がないことなどを理由に、住基ネットによる本人確認情報の管理・利用等は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないと判示している。

問題 24

【正解】 5

【解説】 集会・結社の自由についての判例の知識を問う発展的な問題。

- ア. 誤り。泉佐野市民会館事件判決（最判平成 7・3・7 民集 49 卷 3 号 687 頁）は、当該事案において施設の利用を許可してはならないと条例が定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」の意義について、「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、（中略）単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」としている。
- イ. 誤り。新潟県公安条例事件判決（最大判昭和 29・11・24 刑集 8 卷 11 号 1866 頁）は、公衆の集団示威運動等について「条例においてこれらの行動につき単なる届出制を定めることは格別、そうでなく一般的な許可制を定めてこれを事前に抑制することは、憲法の趣旨に反し許されない」としている（なお、東京都公安条例事件判決（最大判昭和 35・7・20 刑集 14 卷 9 号 1243 頁）でもこの立場は踏襲されている）。
- ウ. 正しい。エンタープライズ寄港阻止佐世保闘争事件判決（最判昭和 57・11・16 刑集 36 卷 11 号 908 頁）。
- エ. 誤り。南九州税理士会政治献金事件判決（最判平成 8・3・19 民集 50 卷 3 号 615 頁）は、「税理士会が政党など〔政治資金〕規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、（中略）〔税理士〕法…で定められた税理士会の目的の範囲外の行為である」としている。
- オ. 正しい。国労広島地本事件判決（最判昭和 50・11・28 民集 29 卷 10 号 1698 頁）。

問題 25

【正解】 5

【解説】 職業選択の自由に関する基礎的な問題。

1～5 はいずれも薬事法違憲判決（最大判昭 50・4・30 民集 29 卷 4 号 572 頁）の判旨に関する記述であり，1～4 はいずれも正しい。薬事法違憲判決は，「薬局の開設等の許可における適正配置規制は，設置場所の制限にとどまり，開業そのものが許されないこととなるものではない」としつつも，「薬局等を自己の職業として選択し，これを開業するにあたっては，経営上の採算のほか，諸般の生活上の条件を考慮し，自己の希望する開業場所を選択するのが通常であり，特定場所における開業の不能は開業そのものの断念にもつながりうるものであるから，前記のような開業場所の地域的制限は，実質的には職業選択の自由に対する大きな制約的効果を有するものである」と述べているので，5 は誤っている。

問題 26

【正解】 2

【解説】 憲法 31 条に関するやや発展的な問題。

学生 A，学生 C，学生 D および学生 E の発言は正しい。それぞれ，第三者所有物没収事件（最大判昭和 37・11・28 刑集 16 卷 11 号 1593 頁），福岡県青少年保護育成条例事件（最大判昭和 60・10・23 刑集 39 卷 6 号 413 頁），猿払事件（最大判昭和 49・11・6 刑集 28 卷 9 号 393 頁）および成田新法事件（最大判平成 4・7・1 民集 46 卷 5 号 437 頁）を参照。福岡県青少年保護育成条例事件の判旨は，処罰の範囲が広すぎる場合には憲法 31 条に違反するということを，猿払事件の判旨は，量刑が著しく不均衡である場合には憲法 31 条に違反するということを，それぞれ示唆していると捉えることができる。

学生 B が判例の趣旨として述べている内容は，徳島市公安条例事件（最大判昭 50・9・10 刑集 29 卷 8 号 489 頁）の判旨であって税関検査事件の判旨ではない。徳島市公安条例事件はデモ行進に係る事案であるが，法廷意見は，学生 B の述べている内容のことを憲法 31 条の問題として判示している（ただし，團藤重光補足意見は憲法 21 条 1 項の問題を意識している）。これに対し，税関検査事件（最大判昭和 59・12・12 民集 38 卷 12 号 1308 頁）において，最高裁は，同様の内容のことを憲法 21 条の問題として述べている（ちなみに，税関検査事件は刑事事件ではない）。

問題 27

【正解】 2

【解説】 労働基本権の保障内容についての理解を問うやや発展的な問題。

- ア. 誤り。団結権の保障は組織強制を認めるものと一般に解されているため、結社の自由の単なる確認ではない。
- イ. 正しい。一般に問題文のように理解されている。なお、全通東京中郵事件判決（最大判昭和 41・10・26 刑集 20 卷 8 号 901 頁）は「労働基本権のうちで、団体行動の一つである争議をする権利についていえば、勤労者がする争議行為は、正当な限界をこえないかぎり、憲法の保障する権利の行使にほかならないから、正当な事由に基づくものとして、債務不履行による解雇、損害賠償等の問題を生ずる余地がなく、また、違法性を欠くものとして、不法行為責任を生ずることもない。」としている。
- ウ. 正しい。全農林警職法事件判決（最大判昭和 48・4・25 刑集 27 卷 4 号 547 頁）などがこうした立場を示している。
- エ. 誤り。全通東京中郵事件判決の立場であり、これを変更した全農林警職法事件判決や全通名古屋中郵事件判決（最大判昭和 52・5・4 刑集 31 卷 3 号 182 頁）はこうした限定解釈の必要性を認めていない。
- オ. 正しい。一般にそのように解されている。

問題 28

【正解】 4

【解説】 国政調査権についての理解を問うやや発展的な問題。

1. 誤り。本肢前段のように、国会が国権の最高機関であるということは国会が国政を統括する地位にあると理解するならば、国政調査権は立法権からは独立した、国政統括のための権能として理解されることになる。
2. 誤り。本肢前段のように、国政調査権を補助的権能で解する場合、国民の知る権利に応えること自体を目的とするような国政調査権の行使は認められない反面、立法等のために国政調査を行うことが国民の知る権利に応える「機能」を有すること自体は排除されない。
3. 誤り。裁判所で審理中の事件の事実であっても、行政を監督するという目的で議院が国政調査権を行使すること自体は、司法権の独立を害するものではない。
4. 正しい。検察作用は裁判と密接に関わる準司法的作用であり、公判の準備・維持に重大な支障が生じるような方法による調査は許されないと解されている。
5. 誤り。憲法による自己負罪拒否特権の保障は、国政調査の領域においても妥当すると解されている。

問題 29

【正解】 5

【解説】 司法権の範囲と限界についての判例の知識を問う基礎的な問題。

1. 誤り。富山大学単位不認定事件判決（最判昭和 52・3・15 民集 31 卷 2 号 234 頁は、「単位授与（認定）行為は、他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであつて、裁判所の司法審査の対象にはならない」としていることから、誤り。
2. 誤り。共産党袴田事件判決（最判昭和 63・12・20 集民 155 号 405 頁）は、政党が党員に対してした処分の効力が請求の当否を決する前提問題となっている事案において、政党の内部的意思決定を尊重したうえで、本案判決をおこなっていることから、法律上の争訟に該当しないとする選択肢は、誤り。
3. 誤り。警察法改正事件（最大判昭和 37・3・7 民集 16 卷 3 号 445 頁）は、「両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する所論のような事実を審理してその有効無効を判断すべきでない」としており、誤り。
4. 誤り。村議会出席停止事件判決（最大判昭和 35・10・19 民集 14 卷 12 号 2633 頁）は、議員報酬等の請求権への影響の有無にかかわらず、村議会による出席停止処分の適否を内部規律の問題として裁判所の司法審査の対象外としたことから、誤り。選択肢は、同判決に付された河村大助裁判官の意見に基づくものである。
5. 正しい。技術士国家試験事件判決（最判昭和 41・2・8 民集 20 卷 2 号 196 頁）の判旨に照らし、正しい。

問題 30

【正解】 4

【解説】 地方自治に関する憲法上の知識を問うやや発展的な問題。

1. 誤り。東京都特別区長公選制廃止事件判決（最大判昭和 38・3・27 刑集 17 卷 2 号 121 頁）は、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在することが、憲法 93 条 2 項にいう「地方公共団体」たるために必要な要素として捉えているため、誤り。
2. 誤り。最大判昭和 42・5・24 刑集 21 卷 4 号 505 頁は、憲法上国会や国会議員に保障された自律権・免責特権と同様の自律権・免責特権は、地方議会・地方議会議員には認められないとしているため、誤り。
3. 誤り。神奈川県臨時特例企業税事件判決（最判平成 25・3・21 民集 67 卷 3 号 438 頁）は、普通地方公共団体は、国とは別途に課税権の主体となることが憲法上予定されているものと解されると述べているため、誤り。
4. 正しい。第 80 回国会昭和 52 年 5 月 14 日参議院内閣委員会における内閣法制局長官の答弁等及び沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法等の制定における運用状況に基づき正しい。
5. 誤り。地方議会を知事の諮問機関とすることは、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定める憲法 93 条 1 項に違反するものとなり違憲となる。